

インボイス制度に関する 事業者向け説明会を開催します!

令和5年10月から開始されるインボイス制度について、正しく理解されていますか?
芝税務署の協力により、インボイス制度に関する説明会を開催します。
みなさま是非ご参加ください。

インボイス制度とは

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除方式として適格請求書等保存方式(インボイス方式)が始まります。

制度導入前は、事業者が仕入税額控除の適用を受けるためには、帳簿や請求書等が証拠書類となりましたが、制度導入後は、「適格請求書(インボイス)」が証拠書類となります。令和5年10月の制度開始時からインボイスを発行できる「適格請求書発行事業者」となるためには、原則として令和5年3月31日まで※に登録申請手続を行う必要があります。

※令和5年9月30日までに申請した場合でも、令和5年10月1日を登録開始日とすることが可能となりました。

令和5年

2月2日(木)

① 13:30~15:00 課税事業者向け

② 15:30~17:00 免税事業者向け

※当日の受付は、各回開始時刻の15分前からとなります。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、内容が変更となることがございます。

対象 区内事業者、商店街店舗

講師 芝税務署職員

場所 札の辻スクエア
11階ホール大(港区芝5-36-4)

内容 ●インボイス制度について(60分)
●質疑応答(20分)
●港区からの支援制度のご案内(5分)

定員 80人程度 ※先着順

申込 港区立産業振興センターホームページから、お申込みください。
URL:https://minato-sansin.com/event_seminar/minato-sangyo-invoice/
申込み期限: **令和5年1月31日(火)まで**

【QRコード】



問合せ

港区 産業・地域振興支援部 産業振興課 経営支援係
〒108-0014 東京都港区芝5丁目36番4号 札の辻スクエア8階
03-6435-4620 (祝日除く平日9:00~17:00)

主催 港区

協力 芝税務署

